

介助場面における障がい者と介助者間の権限の譲受に関する研究

—介助者側のスキルに焦点を当てて

松山 光生* 大橋 徹也** 藤田 和弘*

Service Receivers' Delegation of Authority to Personal Assistants During Care Activities:
Focusing on Personal Assistants' Skills

Mitsuo MATSUYAMA* Tetsuya OHASHI** Kazuhiro FUJITA*

Abstract

This study examined the delegation of authority during care activities from the standpoints of care receivers and personal assistants to determine which skills are necessary for the latter. Semi-structured interviews were conducted with 10 disabled service receivers of caring assistance services at an independent life development and support center and their personal assistants. The care receivers were shown to delegate their authority to the personal assistant during care activities. Regarding such activities, a total of 43 comments (care receivers: 15; personal assistants: 28) were made, and were classified into the following 4 categories of action: delegation of full authority, proposals, provision of information, and decisions on details. Based on both groups' answers, the frequency of each action appeared to change dependent on time. Further, the care receivers and personal assistants made 10 and 18 comments, respectively, regarding skills necessary for the latter, such as empathy and listening, suggesting a close association between these and counseling skills.

Key words : Center of Independent Living, assistance services, delegation of authority, semi-structured interviews

キーワード : 自立生活センター、介助サービス、権限の譲受、半構造化面接

はじめに

障がい者が日常生活や社会活動を行うには、個別の介助が必要不可欠である。肢体不自由者の日常生活支援に限定されているものの、現在、こうしたニーズに応じているのが居宅介護従業者であり、一定の期間と内容の研修を自己負担で受けた後に業務を行っている。しかし、居宅介護従業者のマンパワー不足は慢性的に続いている。安価な受講料で研修を開催しても受講者は少なく、介護従業者の離職率の高さも話題となっている(谷口,2010)。

2011年8月30日、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会によって障害者総合福祉法の骨格に関する提言が発表された。それによると、障害者総合福祉法の目的の1つとして、障がいの種別、軽重、年齢等に関わりなく保障することが挙げられている。そして、この法律の中には、地域生活が可能となるような支援体系として、パーソナルアシスタンス制度の創設も盛り込まれた。

パーソナルアシスタンス制度とは個々の障がい者に対する支援であり、日常生活全般や外出までの範囲に

*九州保健福祉大学 保健科学部 言語聴覚療法学科 〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町 1714-1

**九州保健福祉大学 QOL研究機構社会福祉学研究所 〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町 1714-1

*Department of Speech Therapy, School of Health Science, Kyushu University of Health and Welfare
1714-1 Yoshino-machi, Nobeoka-shi, Miyazaki, 882-8508, Japan

**Institute of Social Welfare Studies, QOL Research Organization, Kyushu University of Health and Welfare
1714-1 Yoshino-machi, Nobeoka-shi, Miyazaki, 882-8508, Japan

まで、常時の介助を要する障がい者が利用できるようにする。この制度の特徴として注目すべきは、次の3点である。第1に、障がい者（利用者）の主導性が重要視され、介助場面でも障がい者の主導権の発揮が期待されることである。第2に、個別の関係性を構築し、障がい者の信任を得た特定の者が支援を行うことである。第3に、現在の研修よりも従事する者の入り口を幅広く取り、仕事をしながら教育を受ける職場内訓練(OJT: On-the-Job Training)を基本とする。

これらの点を総合すれば、障がい者の主導性という観点からも、介助者（パーソナルアシスタンス制度の下で直接支援を行う者）の職場内訓練にも障がい者が積極的に関わる必要がある。つまり、事業体や同僚の介助者からの教育のみならず、介助者との関係構築のため障がい者個人が介助者に知識・技術を教授する。

このような介助者の研修のあり方に先駆的なモデルを提示してきたのは、障がい当事者の自助組織である自立生活センターであった。その介助サービスの基本方針は、障がい者が介助者を雇用し、訓練し、必要とあれば解雇することである。また、自立生活センターにおける介助サービスは次のような特徴を持つ。第1に、サービスの有料化を前提（時間単位あたりで料金が支払われること）に、障がい者本人が時間と内容を限定して依頼することである。第2に、BADLの介助に留まらず、家事援助や外出、社会活動に関する介助に及ぶ障がい者の多面的な援助である。

Schoppら（2007）は、介助サービス（PAS）障がい者と介助者の関係を改善するための研修プログラムの効果を評価した。このプログラムは、障がい者と介助者の両者に対して、6時間実施された。プログラムは、心理学、脊椎損傷、サービスの運営それぞれの専門領域について見識を持つスタッフによって、開発、実施された。障がい者と介助者の関係改善に向けて具体的テーマとして、①効果的な傾聴、②コミュニケーションスキル、③課題に応じた障がい者への権限委譲のトピックスが取り上げられた。これらのトピックスについて、ロールプレイングや質疑応答形式の活動を通じて説明がなされた。介助者に対するプログラムの実施効果は、①障がい者とよい関係が保たれているか、②どれくらいの頻度で障がい者とのトラブルを有しているか、③障がい者が望むことに対して障がい者の発言権を与えるべきか否か、④障がい者が望んでいることを行なわいことがあるかの4点について選択式の質問項目の回答の変化を、プログラムの実施前後で比較している。

この研究から分かるように、障がい者と介助者の関係構築のひとつの指標として、障がい者と介助者間のトラブルの頻度があり、その予防、解決にあたっては、効果的な傾聴、コミュニケーションスキル、障がい者への権限委譲の3つの事項が重要であることが示唆される。

しかしながら、これらについて、介助者が必要なスキルを現時点でどの程度備えており、研修によって習得したかを客観的に評価する方法は国内外において確立されていないのが現状である。

松山ら（2011）は、先行研究を概観した上で、カウンセリングマインドを「有益な対人関係を実現するために、介助者が障がい者の人格を尊重し、必要な情報を収集し伝達するための言語的コミュニケーション及び非言語的コミュニケーションスキル」と定義し、尺度開発にあたってその構成要素についても検討した。その結果、既存の尺度で対象とされているスキルに加えて、「障がい者から介助者への権限譲受」について検討する必要性が示された。稲垣（2004）の研究を踏まえると、介助場面での「権限委譲」と「権限の譲受」は次のように定められる。権限の譲受とは、課題や状況に応じて、障がい者が介助者に対して、決定権や判断を委ねることである。その反対に、「権限の譲受」とは介助者が障がい者から、決定権や判断を譲り受けることである。

本研究では、障がい者と介助者それぞれの立場から、実際の介助場面における権限の譲受の実相を調査し、介助者側に必要なスキルについて検討した。

方法

1. 対象者

A府およびB県の自立生活センターの介助サービスを利用している障がい者10名と、その介助者10名である。但し、障がい者と介助者はペアマッチングしていない。障がい者の障がい種別は脳性まひ、骨形成不全、頸椎損傷、筋ジストロフィであった。介助者の介助経験年数の平均は7年7か月であり、最長が13年8か月、最短が1年4か月であった。

2. 調査期間及び調査方法

調査期間は2011年8月～2012年3月で、調査方法は半構造化面接法及び留め置き法であった。

3. 質問項目

表1に示すとおり、7項目から構成され、障がい者と介助者双方の権限の譲受に関し、認識や経験を選択式で回答を求めた後、自由回答形式で尋ねた。

表1 介助者の権限の譲受に関する質問項目

番号	項目名	回答形式
質問1	介助場面において、障がいの意思決定を尊重すべきか	選択式
質問2	実際のところ、介助場面全てにおいて、意思決定を行っているか	選択式
質問3	介助者に決定を任せてくれたり、介助者の考えを採り入れてくれることがあるか	選択式
質問4	障がい者が介助者に決定を任せてくれたり、介助者の考えを採り入れてくれた具体的な場面について	自由回答式
質問5	介助を始めた頃は、介助者の決定を任せてくれたり考えを採り入れてくれることはあったか	選択式
質問6	障がい者が介助者に決定を任せてくれたり、考えを採り入れてくれたきっかけ、出来事について	自由回答式
質問7	決定権がスムーズにやりとりできる関係を築くために、介助者側が身につけたらよいこと	自由回答式

結果

「介助場面において、障がいの意思決定を尊重するべきだと思いますか」という質問には、障がい者9名と介助者10名全員が「そう思う」と回答した。

「障がい者は、実際のところ、介助場面全てにおいて、意思決定を行っていますか」という質問には、障がい者7名が「行っている」、3名が「どちらかといえば行っている」と回答した。介助者は6名が「行っている」、4名が「どちらかといえば行っている」と回答した。

「障がい者は、介助場面において、介助者に決定を任せてくれたり、介助者の考えを採り入れてくれることがあるか」という質問には、図1に示すように、障がい者1名を除き、障がい者9名と介助者全員が「よくある」から「たまにある」と回答した。

「障がい者が介助者に決定を任せたり、考えを採り入れてくれた具体的な場面」について尋ねると、障がい者から15コメント、介助者から28コメント、合計43コメントが得られた。これらを類似するものを整理すると、表2に示すように、「全面委任」、「提案」、「情報提供」、「細部の決定」の4カテゴリーに分類された。

「介助を始めた頃は、介助者に決定を任せてくれたり考えを採り入れてくれることはあったか」を尋ねると、図2のとおり、障がい者3名と介助者7名は「少なかった」と回答し、障がい者2名は「多かった」と回答した。

「障がい者が介助者に決定を任せたり、考えを採り入れてくれたきっかけや出来事」について尋ねると、表3に示すとおり、障がい者の回答では「介助者による高い水準の遂行」と「介助者への信用」の2カテゴリーが挙げられた。一方、介助者の回答では、「傾聴スキルの向上」、「障がい者の背景の理解」、「トラブルの経験」、「キャリアの承認」の4カテゴリーが挙げられた。

「決定権がスムーズにやりとりできる関係を築くためには、介助者側が身につけたらよいこと」について尋ねると、障がい者からは10コメントが得られ、これらを分類すると、表4に示すとおり、障がい者の回答では「障がい者に対する傾聴」、「障がい者への理解」、「障がい者への忠実な対応」の3カテゴリーに分類された。介助者からは18コメントが得られ、「障がい者の意思

の尊重」、「障がい者に関する理解」、「介助者の自己統制」の3カテゴリーに分類された。

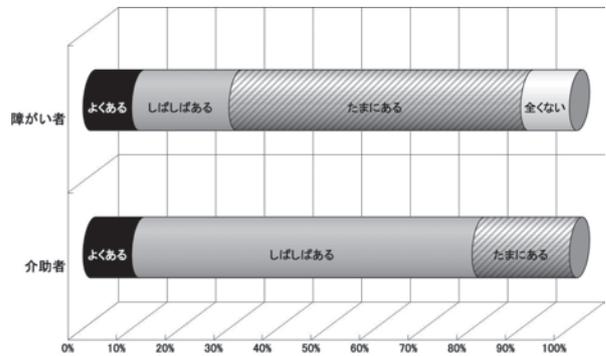


図1 介助場面での介助者への権限の譲受

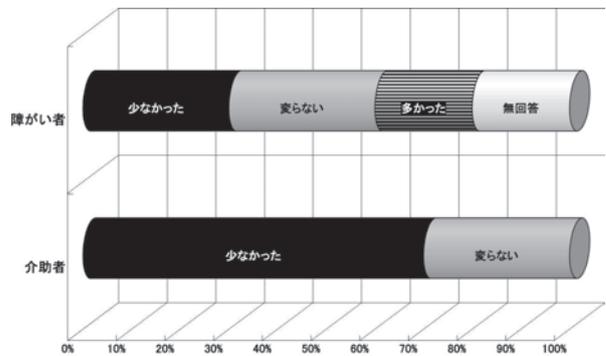


図2 介助開始時の権限の譲受

表2 権限の譲受に関する具体的場面

1. 介助者からの提案

- ①障がい者に、選択肢を提示する<障><介>
- ②より安全な手段や、効率よい方法を提案する<障><介>
- ③調理の仕方や段取りについてアドバイスをもらう<障>
- ④他の介助者のやり方を一緒に批評する<介>

2. 介助者からの情報提供

- ①生活上の便利な工夫(コンセントの配線など<介>
- ②介助者が精通している地域の道順<障><介>

3. 介助者の細部の決定

- ①移動の際、目的地までの行き方<介>
- ②各介助項目の実施順序<介>
- ③車椅子などへの移乗の方法<介>
- ④作業の細かい順番(調理の時など<介>
- ⑤お金の支払い方法(札で支払うか、小銭で支払うか<介>

4. 介助者への全面委任

- ①障がい者の体調が悪い時、全てを介助者に委任する<障>
- ②障がい者が気が付かなかったことを介助者がやる<障>

※< >は障がい者、介助者いずれの回答によるものかを示す

考察

調査結果より、障がい者と介助者の大部分は「介助場面において障がい者の意思決定を尊重するべきである」という認識を持っていた。この考えこそ、自立生活運動の理念そのものである。定藤(1993:18)は、自己決定権の行使に代表される自立生活の基本的考えは、単に哲学のレベルに留まらず、障がい者の日常生活の場で実際に用いられ、そのひとつとして、介助者管理能力(介助者を募集し、雇用し、訓練し、必要とあれば解雇する能力)を障がい者が習得し、行使することであると述べている。

自立生活センターの障がい者と介助者は、自立生活運動の理念を理解し、介助場面においても実現しようと考えていると推察される。

このことから、その一方で、実際の介助場面では、障がい者から介助者への権限委譲が行われていることが明らかになった。このことは、次の2つの調査結果から裏付けられる。「障がい者は、実際のところ、介助場面全てにおいて、意思決定を行っているか」という質問に対して、「どちらかといえば行っている」と回答した障がい者と介助者が散在した。加えて、「介助者に決定を任せてくれたり、介助者の考えを採り入れてくれることがあるか」という質問に対して、障がい者と介助者のほぼ全員が「ある」と回答した。

では、障がい者から介助者への権限委譲が行われていることは望ましくないことであろうか。そもそも、専門家や介護者のパターンリズムから脱却しようとしたのが障がい者の自立生活運動の根源であった。この考えに基づけば、実際の介助場面において、介助者への権限委譲が行われ介助者が主体性を発揮していると

するならば、障がい者の介助者管理能力が未熟ということになる。次に、実際の介助場面で、権限委譲がどのように行われているか、今回の調査結果から考えてみよう。

権限の譲受の具体的場面を分類した結果、4カテゴリーにまとめられた。これらのカテゴリーは、次の2種類にさらに大別される。すなわち、ひとつは、障がい者が意思決定権を介助者に対して全面的に委ねるといふ場面である。「全面委任」がこれに該当する。もうひとつは、その一方で、障がい者の意思決定過程に、介助者が部分的に関与し、障がい者の決定を支援する場面である。「提案」、「情報提供」、「細部の決定」がこれに該当する。

介助者が、障がい者の意思決定過程に部分的に関与して支援することは、次の2つの意義が考えられる。介助者からみれば、生活を共にしているという一体感、結束感や、障がい者の生活を援助している自覚、効力感を持てる。障がい者からみれば、介助者の知恵を借りることに適切な判断ができ、知的活動の負担が軽減される。

障がい者と介助者間の権限の譲受と意思決定過程は図3のように、サッカーのパスとシュートに例えられる。すなわち、権限がボール、権限の譲受がパス、最終的な意思決定がシュートに該当する。スムーズなパスをすることによって、ボールを効率よくゴールに持ち込める。それは、単独のドリブルで持ち込むより効率がよい。この場合、シュートを打つのは必ず、障がい者であるべきだ。従来、自立生活運動では、介助者のアイデアや判断といった認知的な援助は借りず、障

表3 権限の譲受のきっかけ、出来事

障がい者への回答	介助者への回答
1. 介助者による高い水準の遂行 難しい仕事を任せて成功した時 など	1. 傾聴スキルの向上 真の意味で傾聴態度がとれた時 など
2. 介助者への信用 信頼関係ができ、任せてもよいと思えた時 など	2. 障がい者の背景の理解 何時間単位ではなく1日中一緒にいた後 など
	3. トラブルの経験 大きな対立の経験した後 など
	4. キャリアの承認 他の障がい者の介助経験を認めてくれた場合 など

表4 権限の譲受を促進する介助者の要件

障がい者の回答	介助者の回答
1. 障がい者に対する傾聴 障がい者が言い易い雰囲気を作る など	1. 障がい者の意思の尊重 障がい者と一緒に、不合理なあえて体験をしてみる など
2. 障がい者への理解 生活の目標の共有する など	2. 障がい者に関する理解 障がい者の価値観や背景を理解する など
3. 障がい者への忠実な対応 障がい者の行動の細部に目配りする など	3. 介助者の自己統制 自分の感情を露わにしない など

がい者が単独で意思決定を行う、いわばドリブルするようなことが求められていた。しかし、この権限のパスを認めることによって、介助場面において、障がい者の認知的負担が軽減され、介助者の効力感が保たれるのではないかと。

介助開始時の権限の譲受の多少についての今回の回答によると、障がい者と介助者ともに、現在と比較して変化していた。また、障がい者と介助者双方からみて、ターニングポイントとなったきっかけや出来事が存在した。これらより、時系列によって権限の譲受は変化することが示唆される。今後、さらに詳細な質的調査を行い、その変化のプロセスを明らかにすべきである。それと同時に、権限の譲受が円滑に行われるような関係を早期に築けるような手立てを考案していく必要がある。

権限の譲受が促進される介助者の要件をみると、障がい者の回答と介助者の回答はほぼ一致しており、「障がい者に対する傾聴」、「障がい者への理解」、「介助者の自己統制」といった要件が挙げられた。松山ら(2011)は、カウンセリングマインドの構成要素として、「積極的傾聴」、「共感」、「自己開示」、「アサーション」の4つを挙げている。「障がい者への理解」が「共感」、「介助者の自己統制」が「アサーション」と共通すると考えられる。したがって、介助者のカウンセリングマインドとこれらのことから、権限の譲受は密接な関係にあることが示唆される。今後、この点に留意して、介助者用カウンセリングマインド尺度を開発する必要があるといえる。

本研究は、九州保健福祉大学平成23年度共同研究費の一部で実施された。

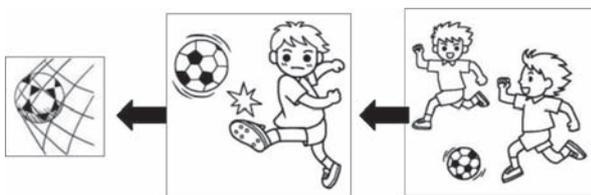


図3 パスとシュートに例えられる障がい者と介助者間の権限の譲受と意思決定

文献

- 稲垣敏之(2004)『人間と機械の機能分担』自動車技術会シンポジウム。
松山光生・藤田和弘・倉内紀子(2011)「自立生活セン

ターにおける介助者用カウンセリングマインド尺度の開発—先行研究からの検討」『九州保健福祉大学研究紀要』11,95-101.

定藤丈弘(1993)「障害者福祉の基本的思想としての自立生活理念」定藤丈弘・岡本栄一・北野誠一編『自立生活の思想と展望 福祉のまちづくりと新しい地域福祉の創造をめざして』ミネルヴァ書房, 2-21.

Schopp LH and Clark M et.al (2007) Evaluation of a consumer-personal assistant training project, *Disability and Rehabilitation*, 29(5),403-410.

谷口明広(2010)「障害者自立支援法におけるケアマネジメント」『総合リハビリテーション』38(6), 531-536.